

令和8年度石岡市空家・空地バンク活用促進補助金交付要綱

(令和8年3月31日石岡市告示第273号)

(趣旨)

第1条 この告示は、石岡市空家・空地バンク制度実施要綱（平成30年石岡市告示第47号。以下「実施要綱」という。）に定める空家・空地バンクの利用促進を図るため、市内における空家・空地バンクに登録された空家の売主又は買主に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、当該補助金の交付については、石岡市補助金等交付規則（平成17年石岡市規則第57号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 実施要綱第2条第1号に規定する空家で、同要綱第4条第2項に規定する登録がされている空家をいう。
- (2) 空家・空地バンク 実施要綱第2条第4号に規定する空家・空地バンクをいう。
- (3) 売主 実施要項第2条第3号に規定する所有者のうち、実施要項第4条第2項に規定する空家を売却する者をいう。
- (4) 買主 実施要項第9条第2項に規定する利用登録を行い、実施要項第4条第2項に規定する空家を購入する者をいう。
- (5) 定住 実施要綱第2条第5号に規定する定住をいう。
- (6) 仲介手数料 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項に規定する宅地建物取引業者が受けることのできる報酬をいう。
- (7) 市税等 市民税，固定資産税，都市計画税，軽自動車税及び国民健康保険税をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、空家の売買契約を成立させた売主又は買主であって、かつ、売主は、第2号及び第3号に該当する者とし、買主は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の申請時において、市内に定住する意思を持っている者
- (2) 申請時において、売主並びに買主並びに買主が属する世帯の世帯員及び同居しようとする者が、市税等を滞納していない者
- (3) 売主並びに買主並びに買主が属する世帯の世帯員及び同居しようとする者が、石岡市暴力団排除条例（平成23年石岡市条例第17号）第2条第2号及び第3号の規定に該

当する者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、空家の売却又は購入に係る不動産仲介手数料の額の2分の1以内とし、かつ、50,000円を上限とする。ただし、1,000円未満の端数はこれを切り捨てる。

2 補助金の交付は、買主に対しては、1回に限るものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請する交付対象者（以下「申請者」という。）は、空家の売買契約を締結した日から30日を経過した日までに、空家・空地バンク活用促進補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 空家・空地バンク活用促進補助金誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2) 売買契約書の写し
- (3) 売主並びに買主並びに買主と同一世帯の世帯員及び同居しようとする者全員の市税等の納税証明書（申請日において発行可能とされる最新年度のもの）
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の目的及び内容が適正であるかを調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定をするものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金をその目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更（市長が定める軽微な変更を除く。）し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業完了後、別に定める様式により補助事業実績報告書をその定める期日までに市長に提出すること。
- (5) 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令又はそれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の全部又は一部を返納又は返還しな

ればならないこと。

(6) その他市長が必要と認める条件

(交付の決定の通知等)

第8条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに、その決定の内容及びこれに付した条件を空家・空地バンク活用促進補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、補助金を交付することが適当でないとき、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第9条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容について、次に掲げる変更理由が生じた場合は、空家・空地バンク活用促進補助金変更申請書（様式第4号）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助金額に変更が生じる時。

(2) その他市長が必要と認める事項を変更するとき。

2 市長は、前項の規定により申請があった場合において、当該申請の内容が適正であると認めるときは、その承認をするものとする。この場合において、補助金の交付決定額の変更を必要とするときは空家・空地バンク活用促進補助金変更交付決定通知書（様式第5号）、その他にあつては空家・空地バンク活用促進補助金変更承認通知書（様式第6号）により補助事業者へ通知するものとする。

(状況報告)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業等の遂行の状況に関し、補助事業者から報告を求めることができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、媒介業者に仲介手数料を支払った後、当該年度の3月31日までに空家・空地バンク活用促進補助金実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に対し提出しなければならない。

(1) 仲介手数料の領収書の写し

(2) 買主が補助対象建築物に居住していることが分かる住民票謄本（申請者が買主である場合に添付）

(3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金等の額の確定等)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る書類等によりその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、補助金の額の確定を行ったときは、速やかに、空家・空地バンク活用促進補助金額確定通知書(様式第8号)により、補助事業者へ通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助事業に是正の見込みがなく、補助金を交付することができないと認めるときは、速やかに、その旨を補助事業者へ連絡するものとする。

(補助金の交付)

第13条 前条第2項の規定による通知を受けた補助事業者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の額の確定について、請求書に、補助金額確定通知書の写しを添えて市長に対しその定める期日までに、補助金の交付を請求しなければならない。

(交付決定の取消)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りの申請その他不正行為により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を定められた目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 法令又はこれに基づく市長の処分違反したとき。
- (5) その他市長の指示又は条件に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第8条第1項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

4 市長は、第1項の規定により補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、空家・空地バンク活用促進補助金等返納・返還命令通知書(様式第9号)により、期限を定めて、その返納又は返還を命ずるものとする。

(理由の提示)

第15条 市長は、補助金の交付の決定の取消しをするときは、当該交付決定者に対してその理由を示すものとする。

(台帳の整備)

第16条 市長は、補助金の処理に関し、空家・空地バンク活用促進補助金台帳に記録し、管理するものとする。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(令和7年度石岡市空家バンク活用促進助成金交付要綱の廃止)

2 令和7年度石岡市空家バンク活用促進助成金交付要綱（令和6年石岡市告示第264号）は、廃止する。

年 月 日

石岡市長 宛

申請者 住所
氏名
電話番号

空家・空地バンク活用促進補助金交付申請書

令和8年度石岡市空家・空地バンク活用促進補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

登録の区分	売主 ・ 買主			
仲介手数料	円			
補助金の申請額	円			
建築物の所在地	石岡市			
世帯員及び同居しようとする者（申請者が買主である場合に記入）	住所	氏名	続柄	生年月日
関係書類	(1) 空家・空地バンク活用促進補助金誓約書兼同意書（様式第2号） (2) 売買契約書の写し (3) 売主並びに買主並びに買主と同一世帯の世帯員及び同居しようとする者全員の市税等の納税証明書（申請日において発行可能とされる最新年度のもの）			

年 月 日

石岡市長 宛

（対象者）

住 所

氏 名

（世帯員及び同居しようとする者）

氏 名

氏 名

氏 名

氏 名

空家・空地バンク活用促進補助金誓約書兼同意書

私は、石岡市空家・空地バンク活用促進補助金の交付申請にあたり、下記の事項について誓約又は同意します。

記

- 1 令和8年度石岡市空家・空地バンク活用促進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条各号の規定に関する事項について、貴職が関係各課・機関に調査・照会を行うことに同意します。
- 2 石岡市暴力団排除条例第2条第2号及び同条第3号の規定に該当する者でないことを誓約します。
- 3 要綱第14条各号に定めるいずれかの事項に該当する場合は、交付された補助金を返納又は返還することを誓約します。

第 号
年 月 日

様

石岡市長

空家・空地バンク活用促進補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、令和8年度石岡市空家・空地バンク活用促進補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

決 定 の 区 分	交 付 ・ 不 交 付
補助金の交付決定額	金 円
不交付の理由	
建築物の所在地	石岡市
補助金の交付条件	(1) 補助金をその目的以外に使用してはならないこと。 (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更（市長が定める軽微な変更を除く。）し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。 (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告してその指示を受けること。

年 月 日

石岡市長 宛

補助事業者 住 所
名 称
氏 名

空家・空地バンク活用促進補助金変更申請書

年 月 日付けで交付決定通知のあった空家・空地バンク活用促進補助金について、補助事業を下記のとおり変更したいので、令和8年度石岡市空家・空地バンク活用促進補助金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 変更後の補助金の申請額 金 円
- 3 計画変更の理由
- 4 添付書類
変更後の書類の写し

第 号
年 月 日

様

石岡市長

空家・空地バンク活用促進補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金の変更については、令和8年度石岡市空家・空地バンク活用促進補助金交付要綱第9条第2項の規定により承認し、補助金の額を下記のとおり変更決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 交付条件

- (1) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容を変更（市長が定める軽微な変更を除く。）し、又は補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業等が予定期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 補助事業完了後、別に定める様式により補助事業等実績報告書をその定める期日までに市長に提出すること。
- (5) 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令又はそれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の全部又は一部を返納又は返還しなければならないこと。

様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

石岡市長

空家・空地バンク活用促進補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更については、令和8年度石岡市空家・空地バンク活用促進補助金交付要綱第9条第2項の規定により承認したので通知します。

年 月 日

石岡市長 宛

補助事業者 住所
氏名
電話

空家・空地バンク活用促進補助金実績報告書

令和8年度石岡市空家・空地バンク活用促進補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

実績額	金 円
関係書類	(1) 仲介手数料の領収書の写し (2) 買主が補助対象建築物に居住していることが分かる住民票謄本（申請者が買主である場合に添付）

様式第8号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

石岡市長

空家・空地バンク活用促進補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった空家・空地バンク活用促進補助金については、令和8年度石岡市空家・空地バンク活用促進補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金確定額	金	円
--------	---	---

第 号
年 月 日

様

石岡市長

印

空家・空地バンク活用促進補助金返納・返還命令通知書

年 月 日付けで交付決定・確定通知した補助金について、令和8年度石岡市空家・空地バンク活用促進補助金交付要綱第14条第4項の規定により、下記のとおり返納・返還するよう通知します。

- 1 返納・返還すべき金額 金 円
- 2 返納・返還期限 年 月 日
- 3 返納・返還方法 別紙返納通知書による。

交付決定通知	年 月 日付け通知（ 第 号）
補助金交付決定額	円
確定通知	年 月 日付け通知（ 第 号）
補助金確定通知額	円
補助金の既交付額	円（ 年 月 日交付）
返納・返還事由	

4 補助金等の内容